

昨年度との主な変更点

昨年度の中小企業等海外出願・侵害対策支援事業補助金からの交付申請における主な変更点については以下の**3点**です。

①事業展開計画書の提出（※冒認対策商標除く）

昨年度までは、様式第1の申請書11. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）については、記載例において、

- ①市場ニーズ・市場規模
- ②事業面の強み（販売・製造・調達・人材・人脈・設備・品質・コスト等）
- ③海外展開形態（製品輸出・現地法人での生産・現地企業によるライセンス生産等）
- ④事業展開計画や進捗状況（推進体制や推進スケジュールを含む。）、
- ⑤予想される売上高・利益額

を記載、※現地での販売実績等、事業展開計画を裏付ける資料、または※ガンチャート等の事業展開計画の詳細を示す資料、※投資機関等第三者の事業評価書がある場合は、その写しを提出ください。

としていますが、**提出できない特別な理由がない限り事業展開計画を示す資料等の提出をお願いします。**この資料がない場合に限り、上記①～⑤の内容を各国ごとに、数値等含め申請書に詳細に記載ください。記載が不十分な場合**審査対象とならない**ので、十分ご注意ください。

（計画書の提出ではなく申請書に記載される場合、これまでに申請いただいたことがある企業様も、今までと同様の内容では不十分と判断される可能性がありますので、必ず内容をご確認ください。）

なお、書類申請・記載内容については、すべて審査の対象です。

ご提出いただく前に再度チェックリスト、記載例、申請書の注釈・※と見比べ、必要な記載内容や書類が揃っているか必ずご確認ください。

②申請方法の追加

今年度より jGrants を併用して大阪府外国出願支援事業のエントリーを行うことができるようになりました。

ただし「jGrants（J グランツ）」単独では受付完了とはなりません。申請書類等は必ず持参又は郵送でご提出ください。

使用には認証システム G ビズ ID を取得する必要があり、取得から申請まで2～3週程度を要しますので、事前に取得手続きをお願いします。

③加点項目における賃上げ要件の追加

事業計画期間において、対前年度比で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書をもって従業員に表明しているか。

□. 賃上げ実施企業に対する加点措置

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

○申請後の1事業年度又は1年(暦年)の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。

○企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、様式別紙1の1、2、3又は4「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。

○採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書(写し)」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(写し)」の提出が必要です。

○なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。

○賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

○なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は別紙1の1、2、3又は4誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

(昨年度から引き続きの留意事項)

○申請書データの提出について

昨年度はエントリー時に、間接補助金交付申請書のワードデータを送付していただいていたのですが、今年度はエントリー後、原本(正本1部、副本5部)を提出いただき、全ての書類が整っていることを確認した後、送付いただくこととなりますので、原本提出後にデータを削除しないようご注意ください。

○納税証明書の提出

昨年度から新たに確認事項として、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が1.5億円を超えていない。

という確認事項が追加されましたので、該当する可能性のある企業は、課税所得額の確認のため納税証明書 **納税証明書「その2」** を提出ください。